

人材開発統括官

Director-General for Human Resources Development

「人づくり」を通じて 経済社会の発展を 実現する

Our Mission

働く自分をデザインし、技能や知識を身につける。職業能力の開発・向上に向けた支援を通じて、未来への挑戦にしっかり寄り添うことで、すべての人が持てる能力を存分に発揮し、いきいきと働くことのできる社会の実現を目指します。

部局の所掌分野

国や都道府県によるハロートレーニング（公的職業訓練）の実施

スキルを身に付けて再就職を目指す方、職場で更なるスキルアップを目指す方、障害のある方等を対象として、雇用のセーフティーネットとしての訓練機会を提供しています。

働く人の主体的なキャリア形成支援

将来のキャリア設計や職業能力証明のツールとして活用できるジョブ・カードの活用促進、キャリアプラン設計の相談・助言を行うキャリアコンサルティングの推進、労働者が受講した講座の費用の一部を助成する教育訓練給付等を通じて、個人の主体的なキャリア形成を支援しています。



▲ジョブ・カード制度総合サイト

企業による人材育成の支援

企業が従業員に対して実施した訓練費用等に対する助成（人材開発支援助成金）や、企業が独自に行う職業訓練を都道府県知事が認定する認定職業訓練制度を通じて、人材育成に力を入れる企業を支援しています。



▲助成金を活用して企業が行う訓練風景

政策紹介

01 ハロートレーニング（公的職業訓練）で再就職やスキルアップを支援

離職中の方の再就職やスキルアップに向けて、都道府県、民間教育訓練機関等と連携し、地域や産業界の人材ニーズも踏まえながら、ものづくり分野や介護、IT等の分野で多様な職業訓練を実施しています。特に、国家資格の取得等による非正規雇用労働者等を安定した雇用につなげるための1～2年の長期の訓練コースや、子育て中の女性の再就職に向けた訓練コースの充実を図っています。

また、在職中の方々についても、仕事に必要な専門知識や技術の向上を図るための職業訓練を実施し、企業における生産性や技能・技術の向上を支援しています。



▲公的職業訓練の愛称「ハロートレーニング」とロゴマーク「ハロトレくん」



▲訓練風景

02 次代を担う若者の安定した雇用に向けて

若年労働力人口が減少する中、次代を担う若者が安定した雇用で働き、その能力を發揮できるよう、「新卒応援ハローワーク」や「わかものハローワーク」等においてきめ細かな就職支援を行っています。特に、キャリア形成のスタート時点である新卒時に適職を選択し、経験を積みながら職業能力を向上できるよう、若者雇用促進法により職場情報の提供等の仕組みを設けています。

また、いわゆるニートの状態にある若年無業者の職業的自立に向けて、「地域若者サポートステーション」において専門的な相談支援を行うほか、就職氷河期世代の方々への支援の充実を図っています。



▲若者の採用・育成に積極的な中小企業を「ユースエール認定企業」として認定



▲「若者雇用促進総合サイト」でマッチングを支援

03 職業能力の「見える化」の促進、技能の振興

働く方は自らの能力を、企業は労働者に求める能力を分かりやすい形で示せるよう、職業能力の「ものさし」として能力評価制度を整備することが重要です。能力評価の仕組みの一つである技能検定試験は、機械加工、建築大工、ファイナンス・プランニング等の約130職種を整備しており、学生や若者が目標を持ってスキルの向上を図ることができるよう支援しています。

また、次世代のものづくりを担う若者が「技」の日本一を競い合う技能五輪全国大会の開催や、その道で第一人者と目されている技能者を表彰する「卓越した技能者（現代の名工）」表彰制度により、技能水準の向上や技能の振興を図っています。今後は2023年の技能五輪国際大会の日本・愛知県での開催に向けて、招致活動に全力で取り組むとともに、国内の技能尊重機運の醸成等を図っていきます。



▲オランダの総会で開催地への立候補を表明する上野厚生労働大臣政務官

Hot Topics

リカレント教育の充実

少子高齢化や技術革新が進行する中で、誰もがいくつになっても学び直し（リカレント教育）の機会を得られる環境づくりが政府全体の大きなテーマとなっています。総理を議長とする「人生100年時代構想会議」において平成30年6月に取りまとめられた「人づくり革命基本構想」に基づき、厚生労働省では、教育訓練給付対象講座の拡充、企業に対する長期の教育訓練休暇制度の導入支援など、生涯を通じた能力開発・向上のための取組を強化してまいります。



▲人材開発施策の広報を担う「ハロトレアンバサダー」

外国人技能実習法の適正な運用確保

技能実習制度は、発展途上国の方々が日本の企業等で実習を受け、本国に帰って学んだ技能や知識を活かして活躍してもらうことを目的とした国際貢献のための仕組みです。しかしながら、一部にこの制度の趣旨を理解せず、不適正な受け入れが行われているとの指摘があったことを踏まえ、平成29年11月に新たな外国人技能実習法が施行されました。新制度では、監理団体の許可制や実習生ごとの技能実習計画の認定制の導入など、管理監督体制を強化しています。制度の適正な運用確保に努め、技能移転による発展途上国の人材育成に貢献してまいります。